

2014年5月21日

「LT会」会報第14-06号(総140号)

上海LTコンサルティンググループ

## 中国現地法人の持分譲渡を実施する際の留意点

日本から直接投資により設立した中国現地法人を再編・撤退する際の手法として持株会社設立、持分譲渡、事業譲渡、会社清算等が考えられる。この中で、手続き完了までの迅速さとコストパフォーマンスという点で最も優れているのは持分譲渡と言えよう。実のところ、最近持分譲渡案件が増加している。弊社でも上海市自由貿易区、奉賢区、閘北区における持分譲渡手続きをサポートした実績がある。

持分譲渡手続きにおいて最も注意を要するのは、持分譲渡所得の税務申告である。持分を譲渡する側の日本法人は中国で非居住者となるが、持分譲渡により発生した譲渡益に対して10%の税率で企業所得税が課される。国家税務総局は、2014年2月27日付「2014年全国税収専項検査工作の展開に関する通知」により「株式持分譲渡取引を行った企業及び個人」を2014年の指令性調査項目(必須調査対象)に指定している。これにより、各税務局による持株譲渡に際する課税審査が今後更に厳格化されることが予想される。

弊社が手掛けた税務申告事例に基づき、持分譲渡所得の税務申告時の留意点を整理したので参考にされたい。

### 1. 税務局担当者

非居住者である外国企業あるいは外国人個人による持分譲渡所得の税務申告は、税務局の専管員(企業が通常の税務申告を行う際の担当者)ではなく、専門部署である企業所得税課が審査を担当する。管理と審査は通常よりも厳しくなる傾向にあるものの、最終的には担当者の裁量により情状酌量される余地は残されている。

### 2. 譲渡価格

譲渡価格は当事者双方で協議した上で、決めて良い。ただし、税務局は実際には資産評価報告書の評価価格ではなく、企業が提出した他の資料を検討し、税務局独自の判断で評価することがある。特に、譲渡価格が純資産総額を下回る場合は、税務局が合理的と認める方法により譲渡価格が調整され、譲渡所得が算出されることとなる。

### 3. 税務局による純資産総額の調整例

- ①前年度末時点の純資産総額ではなく、税務局の裁量により直近月末時点の純資産総額が使用されることもあるので注意されたい。
- ②業界内での知名度がのれん代のような形で純資産総額に加算されることもあり得る。
- ③持分譲渡される現地法人の総経理が併設された駐在員事務所の首席代表を兼務し、その給与を全額現地法人が負担していたケースでは、駐在員事務所が負担すべき給与の50%が不要な経費とみなされ、純資産総額に加算された。

### 4. 旧株主への利益配当

持分譲渡に関する認可後に旧株主に対し配当する場合、新株主から旧株主への贈与と見なされる。できれば利益配当を先に済ませてから持分譲渡を行う方が望ましい。

以上